

減免対象要件一覧内規
(国指定名勝楽山園・歴史民俗資料館・長岡今朝吉記念ギャラリー)

2014/1/9 施行

区分	対象要件	減免対象者	減免手続
町内	幼稚園・保育園・小中学校が学校行事で見学する場合 (※1)	引率者 (中学生以下は無料)	事前に減免申請書を提出
	PTA・地域の子ども会が社会活動や教育活動で園児・児童・生徒を引率して見学する場合 (※1)	引率者 (中学生以下は無料)	
	甘楽町観光案内の会、楽山園友の会の会員が、活動時または学習のために見学する場合	会員	会員証等の提示
	町の事業の一環で見学する場合	関係者	個別に対応
町内 町外 共通	幼稚園・保育園・小中学校・特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校等)・特別支援学級が学校行事で見学する場合 (※1)	引率者 (中学生以下は無料)	事前に減免申請書を提出
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けた者が見学する場合 (※1)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者 上記対象者に必要と認められる介護者(障害者等と同人数以内)	手帳の提示 ただし、施設等の代表者が事前に減免申請書を提出すれば提示不要
	国・県・市町村・各種団体の行政視察(歴史や文化の調査、歴史を生かしたまちづくり等の目的で来る場合に限る)	関係者	個別に対応
	報道関係者が取材活動で見学する場合	テレビ・新聞・雑誌社等の報道関係者	個別に対応
	学芸員や研究者が学術研究や調査のために見学する場合	学芸員・研究者	
	旅行業関係者(旅行会社・宿泊施設・バス会社・タクシー会社等)が下見のために見学する場合	旅行業関係者	(依頼書の提出、名刺や身分証明書等の提示が必要)
	旅行業関係者が添乗する場合	バス乗務員・タクシー運転手・旅行者	
	町または教育委員会が特別な理由があると認めた場合	町または教育委員会が認める者	個別に対応

※1 代表者等が下見をする場合は、減免申請書を提出し、減免許可書の交付を受けていれば免除。減免許可前の下見は対象外。

[減免手続先] 楽山園及び歴史民俗資料館 … 教育委員会社会教育課文化財保護係
 長岡今朝吉記念ギャラリー … 振興課商工観光係